



～ 住宅用火災警報器等の設置・普及の状況～

# 市内設置率 71.2パーセント

住宅用火災警報器（住警器）は平成二十三年六月より設置義務化されました。義務化一年をむかえ消防職員が市内全戸を調査した結果、市内設置普及率は71.2%（二十四年七月末現在）です。

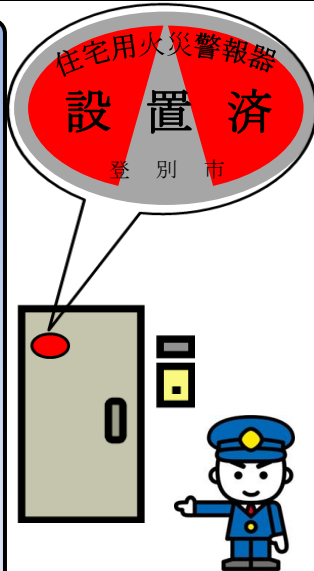


登別消防では住宅火災による被害を未然に防ぎ、もしもの時は火災の発生をいち早く周囲に知らせ、素早い対応と迅速な避難を行うために有効な住警器の「全戸設置」を市民のみならず、ご家庭に呼びかけています。

**あなたと家族を守るため 住警器の設置は義務です。必ず設置しましょう。**

## 住宅用火災警報器を 設置したら

消防本部・消防署では住宅用火災警報器設置世帯を対象に住宅用火災警報器設置済シールを無料交付していただきます。悪質な訪問販売を防ぐためにシールの交付を受けて玄関や判りやすい場所に張り付けましょう。



## 月に一回点検を

ホコリや汚れは感知能力が低下します。正常に動作しているか点検も必要です。月に一回は取扱説明書を確認して日常のお手入れと作動の点検をしてください。

## もし警報がなったら

**火災の時は** 速やかに避難をし119番通報をしましょう。可能ならば初期消火を行います。

※初期消火は絶対に無理しない。避難・人命が最優先！

## 火災ではない時は

火災以外の煙、湯気、殺虫剤などで誤発報した場合は、室内の換気をおこない、取扱説明書の手順にしたがって警報停止ボタン、引きひもなどで警報音を停止させてください。

## 電池切れを忘れずに

電池式の住警器は電池が少なくなると音声などで異常を知らせてくれます。また、本体の煙や熱を感知する部分（センサー）にも寿命があります。取扱説明書を確認して電池交換の時期、本体交換の時期を確認しておきましょう。